

新旧対照表

○青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針（平成14年10月1日実施）

改正後	現行	備考
<p>1 基本方針策定の主旨</p> <p>青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が<u>多く配置されてきた。</u></p> <p>一方、<u>介護保険制度の開始や障害者自立支援法の制定以降、</u>福祉サービスは多様化が図られてきており、<u>近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。</u></p> <p>これらのことから、<u>市は、高齢者や障害者を含む全ての住民に対して</u>、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、<u>福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。</u></p> <p>2 基本方針</p> <p><u>青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとし、市内における福祉施設等の整備については、次に掲げるところにより対応し、また、意見を述べ、必要な要請を行うものとする。この場合において、具体的な指標を必要とするときは、</u>青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。</p> <p>(1) 定員・施設増の必要がない施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</u></p>	<p>1 基本方針策定の主旨</p> <p>青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、<u>近年における</u>福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が<u>多く配置されているが、なお、建設希望があり、その対応に苦慮している。</u></p> <p>一方、<u>近年の</u>福祉サービスは多様化が図られてきており、<u>在宅福祉が充実されてきている。また、国および東京都により従来の施設サービスとは異なり、地域に溶け込み、小規模で家庭的な共同生活を営むことのできるサービス施策が推進されている。</u></p> <p>これらのことから、<u>高齢者や障害者を含む全ての住民にとって、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、</u>持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、<u>今後の</u>福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針</p> <p><u>今後の青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針について、平成10年3月の「青梅市における特別養護老人ホームに関する検討懇談会」提言によるとともに、当分の間、次の各号の区分にもとづき、意見を述べ必要な要請を行っていくものとする。</u></p> <p>具体的な指標を必要とする場合は、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。</p> <p>(1) 定員・施設増の必要がない施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>定員100名未満の</u>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p>	

を整備する場合は、次に掲げるとおりとする。

a 現行定員の範囲内（定員100名未満の施設であるときは100名まで）で、定員増ができるものとする。

b 前号の規定に関わらず、既存施設をユニット型施設として整備する場合（従来型と同一建物内において一体的に設置する施設を含む。）において、現行定員が100名以上であるときは、現行定員の数から現行定員の数に1ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで、現行定員が100名未満であるときは、現行定員の数から100に1ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで定員増ができるものとする。

(イ)～(エ) 略

(2)および(3) 略

3 略

4 経過措置

(1)～(9) 略

(10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

を整備する場合は、**定員100名まで定員増ができるものとする。**

(イ)～(エ) 略

(2)および(3) 略

3 略

4 経過措置

(1)～(9) 略